

A I - N E T 落札代行サービス規約

第1章（定義）

第1条（目的）

落札代行規約（以下「本規約」といいます）は、会員の発展及び中古自動車の流通の促進を目的として、次条に定義する荒井商事株式会社（以下「当社」といいます）と会員との間のAI-NETを通じた落札代行に関する権利義務関係について定めるものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところとします。尚、本規約に定めのないものは、AI-NET規約に定めるところによります。

1. アライオークション
当社が主催する中古自動車・中古自動二輪車・中古商用車・中古建設機械のオークションをいい、当該オークションを主催する当社をいう場合もあります。
2. 会員
当社とAI-NETの利用に関する契約を締結したアライオークションの会員をいいます。
3. 提携会場
当社による落札代行を認めた会社・団体の主催するオークション会場及び入札会会場をいいます。
4. 落札代行
AI-NETを通じた会員の申し込みにより、当社が提携会場に出品された車両を落札したときは、その落札車両代金額に所定の手数料等を加えた金額で会員が当社から当該出品車両を買い取ることを条件に、当社が提携会場に出品された車両を会員が指定する金額以内で落札することをいいます。
5. 下見代行
会員が、当社に落札代行の申し出をするにあたり、当社の定める期限までに、当社に対し車両の状態等の確認を依頼することができるものとします。車両の状態等の確認は、会員が当社に依頼したものを、当社が提携会場または当社の業務委託先に依頼し、依頼先が行います。
尚、車両の状態等の確認の方法は、出品票の記載に誤りがないか、目視で確認する方法によるものとします。
6. 車両成約日
落札代行にて落札された日をいいます。
7. アライオークション規約
アライオークションがアライオークションにおける当社と会員との権利義務関係について定めた規約をいいます。

第3条（規約の熟知・遵守義務）

会員は、当社に落札代行の申し込みをするにあたっては、本規約、アライオークション規約、AI-NET規約及び提携会場の規約、法令を熟知し、これらを遵守するものとします。

尚、これらの規約の内容は適宜改定されることがありますが、会員は常に最新の内容を把握してこれに従う意思で落札代行の申し込みをしたものとみなします。

第4条（免責）

当社及び提携会場は、以下の各号に該当する事由により会員が被った損害については、一切の責任を負わないものとします。

1. 会員が使用するコンピュータのハードウェア、周辺機器又はソフトウェア等の異常・不具合等に由来する損害
2. 当社又は提携会場のコンピュータシステムトラブル、通信回線障害等の発生による損害
3. 会員の操作ミス又は管理ミスによる損害
4. ウィルス又はスパイウェア等の不正プログラムによる損害
5. 会員ID、パスワード又はユーザーIDの漏洩等による損害
6. 天変地異、人災、火災、その他の不可抗力に起因する損害
7. 日本国外からAI-NETを利用した場合の損害
8. 当社又は提携会場の営業時間の終了又は休業により対処できなかった場合の損害
9. その他当社又は提携会場の責めに帰すことのできない事由による損害

第2章 落札代行

第5条（出品車両に関する情報の提供等）

1. 当社は、会員に対し、AI-NETを通じ、出品票等の提携会場から提供された情報に基づき、提携会場に出品される車両の情報を提供するものとします。
2. 会員は、当社に対し、当社の定める期限までに、提携会場の承諾のもと、出品される車両について、下見代行を依頼することができます。この場合、会員は、当社に対し、第9条に定める下見代行手数料を支払わなければならないとします。
3. 前項の下見代行に基づく当社の報告内容はあくまで参考にとすぎず、下見代行の結果に関しては一切のクレームを申し立てることはできないものとします。

第6条（落札代行の申し込み）

1. 会員は、車両の内容・状態を十分に把握した上で、落札代行の申し込みをしなければならないとします。
2. 会員は、AI-NETを通じて、当社所定の方法により落札代行の申し込みをするものとします。
3. 会員は、落札代行による会員との契約関係が当社との間に成立し、提携会場との間には成立しないことを了解します。

第7条（落札結果の通知）

当社は、会員に対し、申し込みのあった落札代行に関する結果を、AI-NET上の取引情報に掲載し、又はオークション計算書を送信することにより通知するものとします。

第8条（代金等の決済）

1. 会員は、車両代金、自動車税相当額、リサイクル料金、手数料、これらにかかる消費税等（以下「車両代金等」といいます）を当社に支払うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、福祉車両の消費税の扱いは、アライオクション規約及び提携会場の規約に準じるものとします。
3. 会員は、車両代金等を、指定された期日内に、当社が指定する金融機関口座へ振り込みにて支払うものとします。
4. 車両代金等を支払う場合の振込手数料は、会員の負担とします。

5. 会員が当社に対する債務の支払いを怠った場合は、年 15%の割合による損害遅延金を付加して支払うものとします。
6. 会員は、天災、風水害若しくは盗難等により車両が滅失又は毀損等した場合でも、当社に対する代金支払いを拒むことができないものとします。

第 9 条（手数料）

会員が当社に支払う手数料の種類及びその内容は以下のとおりとし、その金額は別表 V のとおりとします。

1. 入札手数料
会員は、会員の申し込みにより当社が入札を行った場合、入札手数料を支払うものとします。
尚、落札車両にかかる売買契約が解除されたときでも入札手数料の支払義務を免れることはできません。
2. 落札手数料
会員は、当社が落札代行をした場合、落札手数料を支払うものとします。
3. 商談落札手数料
前号にかかわらず、会員は、当社が車両を商談の方法で落札代行した場合、商談落札手数料を支払うものとします。
4. 下見代行手数料
会員は、当社に車両の下見代行業を依頼した場合、下見代行手数料を支払うものとします。
5. 売買契約解除手数料
会員は、当社に車両の売買契約の解除を申し出た場合、売買契約解除手数料を支払うものとします。

第 10 条（自動車税相当額とリサイクル料金）

1. 自動車税相当額の預り金は、会員が、当社に対し、代行落札にかかる車両の所有権移転登録完了後、それを証する車検証等の写しを提出することにより、精算するものとします。
2. 会員は、所有権移転登録した落札車両を同年度内に抹消登録した場合、抹消登録した日から 2 日以内（当社営業時間内）に当社に通知し、当社が提携会場の規約に準じて自動車税の精算をするものとします。
また、会員は、ファクシミリ又は電話により当社への通知確認をしなければなりません。
3. リサイクル料金預託済み車両である場合、会員は、第 8 条に定める代金等の支払いと一緒に、アライオークション規約及び提携会場の規約に準じたリサイクル料金を支払うものとします。

第 11 条（落札制限等）

1. 当社は、個々の会員に対し、落札限度額（与信限度額）の設定を行います。また、落札車両の搬出制限等（入金確認後搬出等）の制限をすることがあります。
2. 高額車両（3,000,000 円以上）を落札した場合及び落札限度額（与信限度額）を越えた場合、当社が落札車両を搬出制限等（入金確認後搬出等）することがあります。
3. 会員が第 8 条に定める代金等の決済を遅延した場合は、当社の判断によりアライオークション及び提携会場のオークションならびに入札会に参加する権利を制限することができるものとします。
4. アライオークション又は提携会場により取引制限をされた会員は、その取引制限をされたとき以降のアライオークション及び提携会場のオークションならびに入札会に参加することができないものとします。

第 12 条（所有権の移転）

1. 落札車両の所有権は、次条の場合を除き、会員が第 8 条に定める代金等を支払い、譲渡書類（落札車両について、所有者が新規登録、移転登録、又は抹消登録をするのに必要な書類で、かつ全国の陸運支局で登録申請が可能な書類をいいます）を受理した時点で、落札車両の所有権は出品者より会員に移転するものとします。

2. 会員が第 8 条に定める代金等の支払いを遅延した場合、当社は、会員の承諾なしに落札車両の所有権を当社に移転できるものとし、会員はそれに協力しなければならないものとします。また、その費用は会員の負担とします。
3. 会員は、第 8 条に定める代金等の支払いを完了するまでの間、落札車両を自ら占有し、又は第三者をして占有させてはならないものとします。

第 13 条（落札車両の所有権移転登録）

1. 当社は、第 8 条に定める代金等の支払いが完了した後、会員に対し、落札車両にかかる譲渡書類等を交付するものとします。
2. 会員は、当社から落札車両にかかる譲渡書類等を受領した後、直ちにその内容を確認し、不備があった場合は、提携会場の定める期限内に当社に連絡するものとします。
但し、提携会場の定める期間内に連絡があった場合でも、会員が第 8 条 3 項に定める期間内に車両代金等を支払わなかった場合には、当社は会員からの連絡を受け付けず、譲渡書類等の不備について責任を負いません。
3. 会員は、登録書類を受領した後、法令等の定めるところに従い名義変更手続きを完了し、車検証等、手続きが完了したことを示す書類を当社に提出するものとします。軽自動車については、税止めの処理まで行うこととします。但し、出品票または譲渡書類に有効期限の記載があるものは当社と提携会場の規定に準じなければならないものとします。
会員は、落札車両の移転・抹消登録などの手続きが完了した場合には直ちに車検証の写しを当社に送付し、当社による受領を確認しなければならないものとします。
4. 当社へ落札車両が落札されたオークションまたは入札会の開催日の翌月 25 日までに（但し、出品時に書類有効期限が記載されていた場合はその期限日の 5 日前までに）移転済通知がない場合、移転完了通知遅延ペナルティを会員に請求するものとします。
 - (1) 通知期限を過ぎた場合のペナルティ 20,000 円
 - (2) 上記期限以降、7 日毎にペナルティ 10,000 円
 - (3) 軽自動車の税止めを怠り、翌年度以降も自動車税が旧所有者に発生した場合のペナルティ 10,000 円
 - (4) 上記ペナルティに加え、自動車税に関わる預り金について、返金を受ける権利を失う場合があります。
 - (5) 移転通知期限後、車検証等の写しを提出できない場合または提出された写しの登録番号、車台番号等が不鮮明なものは、当社において、登録事項等証明書を取り寄せるものとし、会員に手数料 3,000 円を請求します。
5. 譲渡書類等の差替え及び再交付に関しては、会員が当社に依頼し、それを受けて当社が提携会場の規約に準じて依頼するものとします。
6. 譲渡書類等の有効期限切れ及び書き損じによる差替えは、1 件当たり、当社に以下の手数料を支払い依頼するものとします。
但し提携会場によっては、譲渡書類等の再発行を行わない場合があります。
 - (1) 印鑑証明の差替え 50,000 円＋実費
 - (2) 譲渡書等、委任状の差替え各 30,000 円＋実費
 - (3) その他証明書の差替え 30,000 円＋実費
7. 譲渡書類等の紛失による再交付は、1 件当たり、当社に以下の手数料を支払い依頼するものとします。
但し提携会場によっては、譲渡書類等の再発行を行わない場合があります。
 - (1) 譲渡書類等一式の紛失による再交付 110,000 円（実費加算する場合も有ります）
 - (2) 印鑑証明の再交付 50,000 円＋実費
 - (3) 譲渡書等、委任状の再交付各 50,000 円＋実費
 - (4) その他証明書の再交付 50,000 円＋実費 ※自賠責・自税還付は再交付しません。
8. 譲渡書類等差替えの原因が明らかに出品者の責任と認められる場合は、第 7 項は適用されないものとします。
9. 会員が当社及び提携会場を通さずに旧所有者等に連絡をした場合は、当社判断によるペナルティ金額を当該会員へ請求するものとします。また、当社は会員契約の解除その他の罰則を科すこともできます。

10. 会員が落札車両の名義変更前に交通違反等で当社、提携会場又は旧所有者等へ迷惑をかけた場合は、会員は迷惑をかけた者に対してアライオーション及び提携会場の規約に準じペナルティを支払わなければならないものとします。また、当社は会員契約の解除その他の罰則を科することができます。
11. 落札車両の名義変更期限が過ぎた場合、会員は当社が名義変更の有無を確認する費用 5,000 円を負担するものとします。

第 3 章 輸送規定

第 1 4 条（落札車両の搬出）

1. 会員は、別表Ⅰ及び別表Ⅱのとおり、提携会場ごとに定められた搬出期限までに落札車両を搬出しなければならないものとします。
2. 落札車両の搬出期限を徒過した場合、会員は当社に対し、提携会場の定めるペナルティ等を支払わなければならないものとします。
3. 前 2 項に定めるほか、落札車両の搬出については、アライオーション規約及び提携会場の規約に準じます。

第 1 5 条（落札車両の輸送）

1. 会員は、当社の輸送委託契約会社に輸送業務を委託し、落札車両を搬出するものとします。当社が認めない限り、会員自らが提携会場より搬出を行うことを出来ないものとします。
尚、落札車両の輸送費等は、会員が負担するものとします。
2. 会員は、落札代行の申込をするにあたり、搬出期限に間に合うように、速やかに当社の輸送委託契約会社との間で落札予定車両の輸送に関する詳細を確認し、これに従う意思で落札代行の申込みをしたものとします。
尚、入金後搬出車両の着金に起因する追加費用または、ペナルティについては全て落札店の負担とします。
3. 会員は、当社の輸送委託契約会社から落札車両の引渡を受けたときは、直ちに、出品票の記載内容との相違の有無等、落札車両の状態確認を行わなければなりません。また、落札車両の状態が出品票の記載内容と相違しているなど、当社にクレームを申し出る場合は、当社の定める期限内に申し出なければなりません。
4. 前 3 項に定めるほか、落札車両の輸送については、アライオーション規約、輸送委託契約会社及び提携会場の規約・規定に準じるものとします。

第 1 6 条（輸送による損害の免責）

1. 落札車両の輸送に起因する事故又はクレーム処理等については、当社は一切の責任を負いません。
2. 当社の輸送委託契約会社と会員間で紛争等が発生した場合も当社は一切の責任を負いません。
但し、必要に応じて当社が紛争等の解決に介入するものとし、その場合には会員は当社の提示する解決方法に従うものとします。
3. 前 2 号に定めるほか、落札車両の輸送による損害については、アライオーション規約、提携会場及び輸送委託契約会社及び提携会場の規定・規約に準じるものとします。

第 4 章 売買契約の解除

第 17 条（売買契約の解除）

1. 会員の自己都合による落札車両に関する売買契約の解除は、提携会場の定める時間内に当社を通し提携会場に受理された場合に限り有効とします。この場合、会員は、当社の定める売買契約解除手数料(別表Ⅴのとおり)及び提携会場の定めるペナルティ等を支払うものとします。
2. 当社は、落札車両について、出品者の都合により提携会場から売買契約解除の申出があった場合、提携会場の規約・規定に従って処理をするものとし、当社と出品者(又は提携会場)との間の売買契約が解除されたときは、当然に当社と会員との間の売買契約も解除されるものとします。この場合、当社は会員に対し、車両代金等のほか、提携会場の定めるペナルティ等を支払うものとします。
3. 前 2 項の規定は、次条のクレーム申請に基づく売買契約の解除には適用しないものとします。

第 5 章 クレーム

第 18 条（クレーム処理基準）

1. 落札車両に関し、提携会場の規約に違反する事項があったときは、次条に定める場合を除き、会員は当社に対し、クレーム申請をすることができます。
尚、会員が提携会場に対してクレーム申請をすることはできません。
2. 提携会場の規約・規定に特別の定めがある場合のほか、会員がクレーム申請をすることができるのは、落札車両 1 台につき 1 回限りとします。
3. クレーム対応期限は、提携会場に定めるクレーム申請期限の前日(別表Ⅲ及び別表Ⅳのとおり)までとし、かつ当社の営業時間内とします。
4. 当社は会員のクレーム申請に基づき、提携会場にクレーム申請をするものとし、クレームの処理につき提携会場の判断を仰ぐものとします。
尚、発生したクレームの解決は、本規約及び提携会場の規定・規約に基づいて行われるものとします。
5. 当社は、前項のクレーム申請に対する提携会場の裁定結果に基づいて、会員のクレーム申請を処理するものとし、会員は当社の裁定に従わなければならないものとします。
6. 車両の不具合部品に対してのクレームの場合、中古部品などで対応できる場合は、中古部品支給にて対応する場合があります。
7. クレーム申請に対する損害賠償の範囲に、販売利益は含まないものとします。また、工賃についても原則として損害賠償の対象外とします。
8. 会員は、クレーム申請をしている場合であっても、第 8 条に規定する期限までに車両代金等を当社に支払わなければなりません。
9. 前各項に定めるほか、クレームの処理については、提携会場の規定・規約に準じるものとします。

第 19 条（非クレーム対象）

落札車両に関し、以下の場合はクレーム対象となりません。

1. 本規約又は提携会場の規定・規約において、クレーム対象とならないとき。
2. 会員が落札車両を再販売(小売・業販)したとき、又は他のオークションに出品したとき。
但し、当社及び提携会場が重大瑕疵(「瑕疵」とは、当該車両が通常備えているべき性能等を備えていないことをいいます。)と判断した場合は除く。
3. クレーム申請前及び申請中に当社の許可なく落札車両を加修(架装を含む)・修理したとき。
4. クレーム申請中の落札車両への重複クレーム。
5. 会員が当社にクレーム申請した日から 5 日以上連絡がないとき。
6. 日本国外へ輸出された車両(国内税関などの通過を含む)。
7. 商談にて落札した車両(提携会場によっては可能な箇所がある為、提携会場クレーム規約に準じます。)

第6章 その他

第20条（規約の適用）

AI-NETを通じた落札代行に関する当社と会員との権利義務関係に関して、本規約に定めのない事項については、AI-NET規約、アライオークション規約の順に適用されるものとします。

第21条（規約の改定）

当社は、必要と認めた場合は、随時任意に本規約を改定できるものとします。この場合、改定内容をAI-NET上にて開示します。改定後の規約はその施行日以降の取引に適用されるものとし、それ以前の取引についてはなお従前の例によります。

第22条（紛争の処理）

1. 本規約に基づく取引に関して紛争が生じた場合、当社が公平・中立を旨として、本規約、AI-NET規約、アライオークション規約及び提携会場の規約に基づき、適切に解決を図るものとし、当社が裁定を行った場合には、会員はこれに従うものとします。
2. 出品者及び落札者は、本規約に基づく取引に関して生じた紛争につき、本規約の定めに従って解決しなければならない、当社や当該売買契約の相手方に対し、本規約に定める方法以外の主張や請求等（例えば、錯誤無効や契約不適合責任などの民法上の規定に基づく主張やその他の法令に基づく主張や請求等）をすることはできないものとします。

第23条（管轄合意）

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（施行）

本規約は平成23年12月1日から施行します。
本規約は平成27年6月1日一部改定し、施行します。
本規約は平成28年5月10日一部改定し、施行します。
本規約は平成28年11月14日一部改定し、施行します。
本規約は平成29年5月1日一部改定し、施行します。
本規約は平成29年10月1日一部改定し、施行します。
本規約は平成30年10月1日一部改定し、施行します。
本規約は令和2年1月1日一部改定し、施行します。
本規約は令和2年2月1日一部改定し、施行します。
本規約は令和2年4月1日一部改定し、施行します。
本規約は令和2年8月1日一部改定し、施行します。
本規約は令和4年1月18日一部改定し、施行します。
本規約は令和4年3月1日一部改定し、施行します。
本規約は令和4年4月1日一部改定し、施行します。
本規約は令和5年4月1日一部改定し、施行します。
本規約は令和5年10月1日一部改定し、施行します。
本規約は令和5年12月1日一部改定し、施行します。
本規約は令和6年9月1日一部改定し、施行します。

別表Ⅰ オークション落札 搬出期限

会場名	開催日	搬出期限
JU東京	月	開催週の木曜日 18:00 迄
ホンダAA東京	月	開催週の木曜日 24:00 迄
ホンダAA名古屋	月	開催週の木曜日 24:00 迄
ホンダAA関西	月	開催週の木曜日 24:00 迄
ホンダAA九州	月	開催週の木曜日 24:00 迄
ホンダAA北海道	月	開催週の木曜日 21:00 迄
ホンダAA仙台	月	開催週の木曜日 24:00 迄
JU青森	火	開催週の土曜日 12:00 迄
JU埼玉	火	開催週の金曜日 12:00 迄
JU長野	火	開催週の金曜日 17:00 迄
JU静岡	火	開催週の土曜日 17:00 迄
JU三重	火	開催週の金曜日 15:00 迄
JU福井	火	開催週の金曜日 17:00 迄
JU山口	火	開催週の水曜日 17:00 迄
ORIX神戸入札会	火	開催週の金曜日 17:00 迄
ORIX仙台入札会	火	開催週の金曜日 17:00 迄
ORIX福岡入札会	火	開催週の金曜日 17:00 迄
CAA東京	火	開催週の金曜日 12:00 迄
CAA岐阜	火	開催週の金曜日 12:00 迄
CAA東北	火	開催週の金曜日 12:00 迄
TAA近畿	火	開催週の土曜日 12:00 迄
TAA四国	火	開催週の土曜日 12:00 迄
TAA広島	火	開催週の土曜日 12:00 迄
TAA九州	火	開催週の土曜日 12:00 迄
TAA南九州	火	開催週の土曜日 12:00 迄
AEP入札会	火	開催週の土曜日 17:00 迄
JU秋田	水	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
JU茨城	水	開催週の土曜日 19:00 迄
JU石川	水	開催週の木曜日 17:00 迄
JU長崎	水	開催週の翌週火曜日 17:00 迄
JU大分	水	開催週の翌週水曜日 17:00 迄
JU熊本	水	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
ORIX厚木入札会	水	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
CAA中部	水	開催週の土曜日 12:00 迄
MIRIVE埼玉	水	開催週の土曜日 12:00 迄
JU福島	木	開催週の翌週火曜日 17:00 迄
JU群馬	木	開催週の翌週水曜日 12:00 迄
JU神奈川	木	開催週の翌週水曜日 12:00 迄
JU愛知	木	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
JU富山	木	開催週の翌週水曜日 17:00 迄
JU広島	木	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
JU宮崎	土	開催週の翌週火曜日 17:00 迄
TAA関東	木	開催週の翌週火曜日 17:00 迄
TAA北海道	木	開催週の翌週火曜日 17:00 迄
TAA中部	木	開催週の翌週火曜日 17:00 迄
TAA東北	木	開催週の翌週火曜日 17:00 迄
MIRIVE大阪	木	開催週の土曜日 17:00 迄

会場名	開催日	搬出期限
JU北海道	金	開催週の翌週水曜日 12:00 迄
JU宮城	金	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
JU栃木	金	開催週の翌週火曜日 17:00 迄
JU新潟	金	開催週の翌週木曜日 21:00 迄
JU千葉	金	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
JU島根	金	開催週の翌週火曜日 17:00 迄
JU福岡	金	開催週の翌週水曜日 17:00 迄
JU沖縄	金	開催週の翌週火曜日 17:00 迄
MIRIVE愛知	金	開催週の翌週火曜日 15:00 迄
JU山形	土	開催週の翌週水曜日 17:00 迄
JU山梨	土	開催週の翌週水曜日 17:00 迄
JU岐阜	土	開催週の翌週火曜日 17:30 迄
JU奈良	土	開催週の翌週火曜日 17:00 迄
TAA兵庫	土	開催週の翌週木曜日 12:00 迄
TAA横浜	土	開催週の翌週木曜日 17:00 迄
WINオークション	不定期	開催日含む21日後 迄

- ※ ORIX入札会会場の搬出期限最終日が祝日の場合、期限は翌日までとなります。
- ※ 搬出期限を徒過した場合は各提携会場の規約・規定に準じ、ペナルティが発生します。
- ※ 提携会場の規約・規定の改定により、上記搬出期限は変更されることがあります。

別表Ⅱ J U即落・T A A/C A Aワンプライス落札 搬出期限

会場名	公開期間	搬出期限
JU東京	AA終了～金曜日 17:00	その週の木曜日 18:00 迄
JU青森	AA終了～土曜日 12:00	その週の土曜日 12:00 迄
JU埼玉	AA終了～日曜日 18:00	落札日を含む 4 日 17:00 迄
JU長野	AA終了～金曜日 16:00	落札日を含む 4 日 17:00 迄
JU静岡	AA終了～日曜日 18:00	成約日を含む 6 日 17:00 迄
JU三重	AA終了～日曜日 18:00	落札日を含む 4 日 17:00 迄
JU福井	AA終了～翌週月曜日 17:00	落札日を含む 4 日 17:00 迄
JU山口	AA終了～日曜日 24:00	落札日を含む 4 日 17:00 迄
JU秋田	AA終了～翌週月曜日 9:00	翌週月曜日 17:00 迄
JU茨城	AA終了～日曜日 17:00	翌週土曜日 19:00 迄
JU石川	AA終了～翌週月曜日 17:00	落札日を含む 3 日 17:00 迄
JU大分	AA終了～翌週月曜日 12:00	翌週月曜日 17:00 迄
JU熊本	AA終了～翌週月曜日 12:00	翌週月曜日 17:00 迄
JU福島	AA終了～翌週月曜日 12:00	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU群馬	AA終了～翌週月曜日 12:00	落札日を含む 4 日 12:00 迄
JU神奈川	AA終了から翌週水曜日 12:00	落札日を含む 7 日 12:00 迄
JU愛知	当該車両セリ終了～翌週月曜日 17:00	翌週月曜日 17:00 迄
JU富山	AA終了～翌週月曜日 17:00	翌週木曜日 17:00 迄
JU広島	木曜日 20:00～翌週月曜日 17:00	翌週金曜日 17:00 迄
JU宮崎	AA終了～翌週火曜日 17:00	落札日を含む 4 日 12:00 迄
JU北海道	AA終了後～翌週月曜日 9:00	翌週火曜日 17:00 迄
JU宮城	AA終了後～翌週火曜日 17:00	落札日を含む 4 日 17:00 迄
JU栃木	AA終了後～翌週水曜日 17:00	落札日を含む 5 日 17:00 迄
JU新潟	AA終了後～翌週火曜日 16:00	翌週木曜日 17:00 迄
JU千葉	AA終了後～翌週木曜日 12:00	落札日を含む 4 日 17:00 迄
JU福岡	AA終了後～翌週月曜日 17:00	翌週水曜日 17:00 迄
JU沖縄	AA終了後～翌週火曜日 12:00	落札日を含む 5 日 17:00 迄
JU山形	AA終了～翌週水曜日 17:00	落札日を含む 4 日 17:00 迄
JU山梨	AA終了～木曜日 17:00	落札日を含む 5 日 17:00 迄
JU岐阜	当該車両セリ終了～翌週木曜日 12:00	落札日を含む 4 日 17:30 迄
JU奈良	AA終了～翌週木曜日 12:00	成約日を含む 4 日 17:00 迄
TAA会場	AA終了～各会場開催前日 12:00	落札日を含む 4 日 12:00 迄
CAA会場	AA終了～各会場開催前日 12:00	落札日を含む 4 日 12:00 迄

※ 提携会場の規約・規定に変更があった際はこの限りではありません。

別表Ⅲ オークション落札 クレーム申請期限

会場名	開催日	当社への申請期限
JU東京	月	開催週の金曜日 17:00 迄
ホンダAA東京	月	開催週の土曜日 17:00 迄
ホンダAA名古屋	月	開催週の土曜日 17:00 迄
ホンダAA関西	月	開催週の土曜日 17:00 迄
ホンダAA九州	月	開催週の土曜日 17:00 迄
ホンダAA北海道	月	開催週の土曜日 17:00 迄
ホンダAA仙台	月	開催週の土曜日 17:00 迄
JU青森	火	開催週の土曜日 17:00 迄
JU埼玉	火	開催週の土曜日 17:00 迄
JU長野	火	開催週の土曜日 17:00 迄
JU静岡	火	開催週の土曜日 17:00 迄
JU三重	火	開催週の土曜日 17:00 迄
JU福井	火	開催週の土曜日 17:00 迄
JU山口	火	開催週の土曜日 17:00 迄
ORIX神戸入札会	火	ORIXクレーム・ペナルティ規約に準ずる
ORIX仙台入札会	火	ORIXクレーム・ペナルティ規約に準ずる
ORIX福岡入札会	火	ORIXクレーム・ペナルティ規約に準ずる
CAA東京	火	開催週の土曜日 17:00 迄
CAA岐阜	火	開催週の土曜日 17:00 迄
CAA東北	火	開催週の土曜日 17:00 迄
TAA近畿	火	開催週の金曜日 17:00 迄
TAA四国	火	開催週の金曜日 17:00 迄
TAA広島	火	開催週の金曜日 17:00 迄
TAA九州	火	開催週の金曜日 17:00 迄
TAA南九州	火	開催週の金曜日 17:00 迄
AEP入札会	火	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
JU秋田	水	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
JU茨城	水	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
JU石川	水	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
JU熊本	水	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
JU大分	水	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
ORIX厚木入札会	水	ORIXクレーム・ペナルティ規約に準ずる
CAA中部	水	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
MIRIVE埼玉	水	開催週の翌週月曜日 12:00 迄
JU福島	木	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
JU群馬	木	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
JU神奈川	木	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
JU愛知	木	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
JU富山	木	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
JU広島	木	開催週の翌週水曜日 17:00 迄
JU宮崎	木	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
TAA関東	木	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
TAA北海道	木	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
TAA中部	木	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
TAA東北	木	開催週の翌週月曜日 17:00 迄
MIRIVE大阪	木	開催週の翌週火曜日 12:00 迄
JU北海道	金	開催週の翌週木曜日 17:00 迄

会場名	開催日	当社への申請期限
JU宮城	金	開催週の翌週火曜日 17:00 迄
JU栃木	金	開催週の翌週火曜日 17:00 迄
JU新潟	金	開催週の翌週火曜日 17:00 迄
JU千葉	金	開催週の翌週火曜日 17:00 迄
JU島根	金	開催週の翌週火曜日 17:00 迄
JU福岡	金	開催週の翌週火曜日 17:00 迄
JU沖縄	金	開催週の翌週火曜日 17:00 迄
MIRIVE愛知	金	開催週の翌週水曜日 12:00 迄
JU山形	土	開催週の翌週水曜日 17:00 迄
JU山梨	土	開催週の翌週水曜日 17:00 迄
JU岐阜	土	開催週の翌週水曜日 17:00 迄
JU奈良	土	開催週の翌週水曜日 17:00 迄
TAA兵庫	土	開催週の翌週水曜日 17:00 迄
TAA横浜	土	開催週の翌週水曜日 17:00 迄
WINオークション	不定期	WINオークション規約に準ずる

※ 上記申告期限はクレーム内容により異なり、各会場の規約に準じるものとします。

※ クレーム申請受付は、当社の営業日、営業時間内とします。

※ 提携会場の規約・規定に変更があった際はこの限りではありません。

別表Ⅳ J U即落・T A A/C A Aワンプライス落札 クレーム期限

会場名	当社への申請期限
JU東京	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU青森	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU埼玉	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU長野	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU静岡	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU三重	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU福井	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU山口	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU秋田	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU茨城	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU石川	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU熊本	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU大分	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU福島	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU群馬	翌週金曜日 12:00 迄
JU神奈川	落札日を含む 6 日 12:00 迄
JU愛知	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU富山	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU広島	翌週金曜日 12:00 迄
JU宮崎	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU北海道	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU宮城	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU栃木	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU新潟	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU千葉	落札日を含む 4 日営業日 12:00 迄
JU福岡	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU沖縄	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU山形	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU山梨	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU岐阜	落札日を含む 5 日 12:00 迄
JU奈良	落札日を含む 4 日 17:00 迄
TAA会場	落札日を含む 2 日 12:00 迄
CAA会場	落札日を含む 4 日 12:00 迄

※ 提携会場の規約・規定に変更があった際はこの限りではありません。

※ 掲載車輛のクレーム期限最終日が落札会場の休業日だった場合、期限は原則翌営業日の 9:00 までとなります。

※ クレーム申請受付は、当社の営業日、営業時間内とします。

別表Ⅴ 手数料区分（1台当たり）

入札手数料	400 円
下見代行手数料	2,000 円
JU通常落札手数料	20,000円
JU大型落札手数料	30,000円
JU特大落札手数料	45,000円
JU商談通常落札手数料	25,000円
JU商談大型落札手数料	35,000円
JU商談特大落札手数料	50,000円
ORIX入札会落札手数料	20,000円
ORIX入札会大型手数料	30,000円
TAA/CAA通常落札手数料	20,000 円
TAAフォークリフト落札手数料	23, 000円
TAA大型落札手数料	34, 500円
CAA大型落札手数料	30,000円
TAA/CAA特大落札手数料	45,000 円
TAA/CAA商談通常落札手数料	27,000 円
TAA商談フォークリフト落札手数料	30, 000円
TAA商談大型落札手数料	41,500 円
CAA商談大型落札手数料	37,000 円
TAA/CAA商談特大落札手数料	52,000 円
MIRIVE通常落札手数料	18,000 円
MIRIVE大型落札手数料	28,000 円
MIRIVE特大落札手数料	43,000 円
MIRIVE商談通常落札手数料	25,000 円
MIRIVE商談大型落札手数料	35,000 円
MIRIVE商談特大落札手数料	50,000 円
ホンダAA通常落札手数料	18,000 円
ホンダAA大型落札手数料	28,000 円
ホンダAA特大落札手数料	43,000 円
ホンダAA商談通常落札手数料	25,000 円
ホンダAA商談大型落札手数料	35,000 円
ホンダAA商談特大落札手数料	50,000 円
AEP入札会通常落札手数料	18,000 円
AEP入札会大型落札手数料	28,000 円
AEP入札会特大落札手数料	43,000 円
AEP入札会商談通常落札手数料	25,000 円
AEP入札会商談大型落札手数料	35,000 円
AEP入札会商談特大落札手数料	50,000 円
JU即落通常落札手数料	15,000 円
JU即落大型落札手数料	25,000 円
JU即落特大落札手数料	40,000 円
TAA/CAAワンプライス通常落札手数料	20,000 円
TAA/CAAワンプライス大型落札手数料	30,000 円
TAA/CAAワンプライス特大落札手数料	45,000 円
WINオークション小物落札手数料	20,000 円
WINオークションミニミニ/ミニ/小型落札手数料	30,000 円
WINオークション中型/大型落札手数料	50,000 円
WINオークション超大型落札手数料	80,000 円

WINオークション超々大型落札手数料	130,000 円
WINオークション商談小物落札手数料	27,000 円
WINオークション商談ミニミニ/ミニ/小型落札手数料	37,000 円
WINオークション商談中型/大型落札手数料	57,000 円
WINオークション商談超大型落札手数料	87,000 円
WINオークション商談超々大型落札手数料	137,000 円
売買契約解除手数料	10,000 円

- ※ 上記の手数料額は税別です。
- ※ 手数料区分は、当社及び提携会場によって変更される場合があります。
- ※ 落札代行サービスにおける大型とは、アライオークション規約に定める中型Ⅱ以上のことを言います。
- ※ 落札代行サービスにおける特大とは、アライオークション規約に定める特大以上のことを言います。
- ※ ORIX入札会における大型車は、全長が 750cm以上または全幅が 210cm以上の自動車を言います。